

令和 8 年度教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和 8 年 6 月 8 日（月）
開会：午前 1 0 時 閉会：午前 1 0 時 1 5 分
- 2 開催場所 教育委員会室 2
- 3 会議次第
○教育長報告
○議案第 3 3 号 平成 2 8 年教育委員会告示第 8 号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について
○議案第 3 4 号 大津市教育委員会の所属職員の任免に係る臨時代理について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員
- 5 事務局出席者
宿谷教育部長、上杉教育部次長、白井教育総務課長、瀬戸同課長補佐、藤井同課企画総務係長、北同課主任、市川同課主任、
- 6 会議を傍聴した者
（１）一般傍聴者 0 人 （２）市政記者等の傍聴者 0 人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

議題の公開／非公開 議案第34号について非公開とすることを決定

教育長報告

○議案第33号 平成28年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について）の一部改正について

【説明】

○白井教育総務課長 本告示は、公職選挙法施行令に基づき、個人演説会等の会場となる施設を使用するために公職の候補者等が納付すべき費用の額を公表しているものであるが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている基本額等が改正されたため、それに合わせて、本市で定める額についても改正するものである。

なお、公職の候補者等が納付すべき費用の額については、人事院規則で定める当該地域の公務員に適用される地域手当の支給割合をその算定に使用しており、本市の支給割合は令和6年度までは10%であったが、令和7年度に9%となった。これが、令和8年度には8%になったことから、本告示を再度改正するものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

○議案第34号 大津市教育委員会所属職員の任免に係る臨時代理について

【説明】

○白井教育総務課長 令和8年6月1日付けの人事異動等について、教育委員会の会議を開く時間的な余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものについて、教育委員会の承認を求めるものである。

北部地域文化センター所長及び北図書館長を兼務していた東教育部次長について、体調不良により長期の休暇を必要とする状態であるため、当該兼務を免じ、清水生涯学習センター所長が北部地域文化センター所長及び北図書館長を兼務し、二ノ宮教育総務課参事が北部地域文化センター参事及び北図書館参事として、それぞれ新たに任命したものである。

なお、北部地域文化センター及び北図書館には二ノ宮参事が常駐し、業務に従事している。

【質疑】 なし

【採決】 承認

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言